スマホ申告
教えてもらえるんだ！
広報はが
役場スマホ申告会
スマホ申告の仕方
お教えします！

妻と
母親のことを
扶養に入れたいな

役場で
操作方法聞きながら
スマホ申告
やってみよう！

奥様とお母様を
扶養に入れたいのですね？
—役場
スマホ申告会場—
扶養控除の
申告をする場合
その被扶養者自身が
きちんと
年末調整が
済んでいるか
確定申告が済んでいる
必要があります
収入がない場合も
収入0円として
確定申告
していただくことで
扶養控除の所得要件を
満たしていることが
確認できます
お客様の場合
お母様については
公的年金以外に
収入がないのなら
確定申告は必要
ありません
奥様については
2つのお勤め先から
お給料を得ているなら
それらの収入について
合算して確定申告
する必要があります

被扶養者の
所得を確定する
必要があるのかぁ
扶養控除したいなら
自分の分だけ
申告すればOK
という訳では
ないのね
知らなかったー
※扶養には所得額等条件があります

就職してお給料を
もらい始めたお子様を
扶養から外すことも
お忘れなく！
ご自身の確定申告の際は
ご家族の分の確定申告も！